

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等(素案)

協会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

協会役・職員倫理規定を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置(同委員会規程の整備)

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為やパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等について明記しているが、例えば、予防対策として、意識改革・啓発を図るために研修会の実施、機関紙への掲載などについて考慮するなどが考えられる。

(4) 加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、協会に速やかに報告を行うこと。